

公共調達物の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札・随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称	法人番号	契約の相手方の住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争・公募等)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	「日ブータン外交関係樹立40周年記念レセプションに係るケータリング」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月2日	三菱地所ホテルズ&リゾート株式会社	9010001071477	東京都港区南青山1丁目1番1号	緊急の必要により特定の者でなければ当該業務を履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	—	2,014,300	—	—	—	—	—	—
2	「チャーター機運行」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月4日	株式会社JTB	8010701012863	東京都品川区東品川2丁目3番1号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	264,498,850	264,498,850	100.0%	—	—	—	—	—
3	「バス運行」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月6日	株式会社JTB	8010701012863	東京都品川区東品川2丁目3番1号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	9,005,535	9,005,535	100.0%	—	—	—	—	—
4	「2027年国際園芸博覧会(GREEN X EXPO 2027)消耗品」の購入	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月6日	TOPPAN株式会社	8010501050089	東京都台東区台東1丁目5番1号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	4,789,400	4,789,400	100.0%	—	—	—	—	—
5	「チャーター機運行」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月9日	株式会社JTB	8010701012863	東京都品川区東品川2丁目3番1号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	247,940,000	247,940,000	100.0%	—	—	—	—	—
6	「チャーター機運行」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月9日	株式会社JTB	8010701012863	東京都品川区東品川2丁目3番1号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	146,107,500	146,107,500	100.0%	—	—	—	—	—
7	「チャーター機運行」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月10日	株式会社JTB	8010701012863	東京都品川区東品川2丁目3番1号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	147,860,790	147,860,790	100.0%	—	—	—	—	—
8	「外務大臣のG7外相会合出席に係るチャーター機運航」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月10日	JAPAN AVIATION SERVICE株式会社	6010801015231	東京都大田区羽田空港1丁目7番1号	競争入札を行う時間的余裕がなく、同種の業務経験を有する者のうち、価格、受入れ態勢、使用機材等について総合的に判断した結果、同社が最適であり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	39,400,000	39,400,000	100.0%	—	—	—	—	—
9	「バス運行」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月10日	株式会社JTB	8010701012863	東京都品川区東品川2丁目3番1号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	—	2,337,720	—	—	—	—	—	—
10	「チャーター機運行」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月11日	全日本空輸株式会社	1010401099027	東京都港区東新橋1丁目5番2号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	111,641,840	111,641,840	100.0%	—	—	—	—	—
11	「ブータン首相一行接遇」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月12日	株式会社帝国ホテル	8010001008711	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ当該業務を履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	4,509,570	4,509,570	100.0%	—	—	—	—	—
12	「総理大臣の米国訪問に伴うチャーター機運航」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月17日	全日本空輸株式会社	1010401099027	東京都港区東新橋1丁目5番2号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	133,000,000	133,000,000	100.0%	—	—	—	—	—
13	「フランス大統領一行接遇」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月23日	株式会社ニュー・オーター	8010001013240	東京都千代田区紀尾井町4番1号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ当該業務を履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	3,065,195	3,065,195	100.0%	—	—	—	—	—
14	「日尼首脳会談等に係る機材及び会場運営・設営」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月24日	株式会社コンベンションリンクページ	8010001092202	東京都千代田区三番町2番地	緊急の必要により特定の者でなければ当該業務を履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	5,199,007	5,199,007	100.0%	—	—	—	—	—
15	「インドネシア大統領訪日に伴う警備」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月25日	ALSOK株式会社	3010401016070	東京都港区元赤坂1丁目6番6号	本サービスの提供が可能な業者は、本契約の相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	—	2,185,381	—	—	—	—	—	—
16	「インドネシア大統領一行接遇」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月27日	大手町タワーリゾート株式会社	8010001115912	東京都千代田区大手町1丁目5番6号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ当該業務を履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	6,031,233	6,031,233	100.0%	—	—	—	—	—

	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称	法人番号	契約の相手方の住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争・公募等)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
17	「統合Web環境内サンライズネットワーク用サーバストレージ領域拡張分容量」の購入	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月27日	富士ソフト株式会社	2010001246985	神奈川県横浜市中央区桜木町1丁目1番地	本件サービスの提供が可能なのは、当該システムの構築業者である本契約の相手方他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	2,778,600	2,778,600	100.0%	-	-	-	-	
18	「ヨルダン国王一行接遇」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 菅原 清行 東京都千代田区霞が関2-2-1	令和8年3月31日	駐日ヨルダン大使館	—	東京都渋谷区神山町39番8号	契約の性質又は目的から特定の者でなければ当該業務を履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	—	2,290,463	—	-	-	-	-	

(注)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。